

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カンタン

やさしい
年金講座(その80)

配偶者の加給年金について②

Q

私は昭和27年5月10日生まれで、18歳で入社し、来年5月に定年を迎えます。私の場合、報酬比例部分の年金を60歳から、老齢基礎年金を65歳から受給することになりますが、妻が年上(昭和26年生まれ)の場合、加給年金は加算されないのでしょうか？

また、65歳までの年金収入が少ないため、老齢基礎年金を繰上げ受給するか、定年後も引き続き勤務するかで悩んでいます。選択方法によって加給年金に影響がありますでしょうか？

A

あなたの場合、老齢基礎年金が支給される時点で、配偶者はすでに65歳を超えていますので、配偶者の加給年金は加算されませんが、妻自身の基礎年金に振替加算があります(下記①を参照)。

退職をして年金を繰上げ受給するか、定年後も働かかでお悩みとのことですが、加給年金や振替加算の支給は、本来の支給開始時期に基づいて決定されますので、繰上げ受給をしても影響はありません(下記②を参照)。

また、定年後も働いた結果、被保険者期間(年金加入期間)が44年以上になれば、長期加入者の特例に該当し、退職していれば、定額部分が支給開始になり、加給年金が支給されます。配偶者が65歳になった場合は、振替加算に切り替わります(下記③を参照)。

I 妻が年上の場合 ※夫が加給年金の支給開始時に、妻が65歳を超えているケース

【配偶者加給年金の該当要件】 年金講座(その79:配偶者加給年金について)を参照

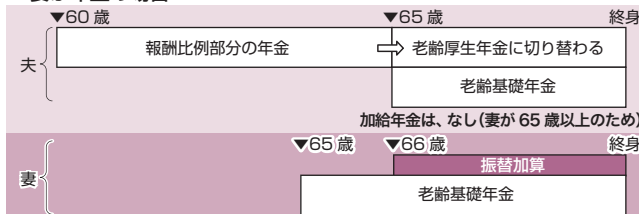
下記のいずれにも該当した場合、支給されます。

- ①厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある人が、老齢厚生年金の定額部分、または老齢基礎年金を受けるようになったとき。
- ②上記①に該当した時点で、生計を維持されている65歳未満の配偶者がいる場合。

年金講座は、We'llホームページの「やさしい年金講座」でも閲覧できます。

- ◆夫が、老齢基礎年金を受けるとき、妻は65歳以上なので、配偶者加給年金は支給されません。
- ◆65歳以降、妻に支給される振替加算は、夫の老齢基礎年金支給開始時から支給されます。

<妻が年上の場合>



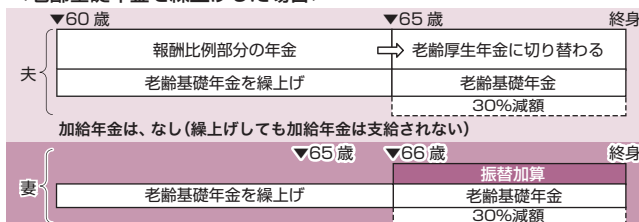
II 老齢基礎年金を繰上げした場合

【年金の繰上げについて】 年金講座(その72・73:年金の繰上げについて)を参照

60歳以降の希望する時期から、年金を繰り上げて受けることができます。
繰上げ後の老齢基礎年金 = 老齢基礎年金額 × (100 - 0.5% × 繰上げ月数)

- ◆老齢基礎年金を繰上げしても、影響ありません。
- 【夫】老齢基礎年金を繰上げし、65歳前から減額された老齢基礎年金が支給開始されても、配偶者加給年金は支給されません。
- 【妻】老齢基礎年金を繰上げし、65歳前から減額された老齢基礎年金が支給開始されても、夫の老齢基礎年金または、定額部分の本来の支給開始時に、妻に振替加算が支給されます。

<老齢基礎年金を繰上げた場合>



III 長期加入者の特例に該当し、65歳未満で定額部分が支給開始された場合

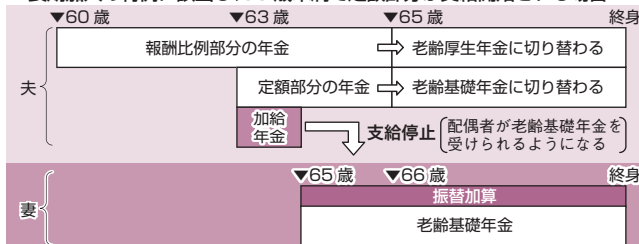
【長期加入者の特例の該当要件】 年金講座(その76:厚生年金保険の長期加入者の特例について)を参照

下記のいずれにも該当した場合、支給されます。

- ①厚生年金保険の被保険者期間が44年以上あること。
- ②厚生年金保険の被保険者でないこと(在職していないこと)。
- ③年金の支給開始年齢に到達していること。

- ◆長期加入特例により、定額部分が63歳から支給開始になります。定額部分支給開始時、妻は65歳未満なので、配偶者加給年金が支給されます。
- ◆妻が65歳以上になると、配偶者加給年金が振替加算に切り替わります。

<長期加入の特例に該当し、65歳未満で定額部分が支給開始される場合>



*今後とりあげてほしいご質問等がございましたら、shakaihoken_well@toyobo.jp までメールしてください。